

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月三十一日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

秋田県教育委員会規則第八号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

<p>（短時間勤務職員の給料月額等の端数計算） 第三十七条の三 次の各号に掲げる職員について、当該各号に掲げる規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。</p> <p>一 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員</p> <p>員条例第九条第二項</p> <p>二 育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（附則第十二条において「育児短時間勤務職員等」という。） 育児休業条例第十八条の規定により読み替えられた条例第六条第三項、第四項、第六項若しくは第七項 又は 育児休業条例第十九条の規定により読み替えられた任期付職員条例第七条第二項若しくは第三項 三 略</p> <p>（給料の調整額） 第五十五条 略</p> <p>2 職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基</p>	<p>（短時間勤務職員の給料月額等の端数計算） 第三十七条の三 次の各号に掲げる職員について、当該各号に掲げる規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。</p> <p>一 地公法第二十八条の五第一項 の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの 条例第八条 又は任期付職員条例第九条第二項</p> <p>二 育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 育児休業条例第十八条の規定により読み替えられた条例第六条第三項、第四項、第六項、第七項若しくは第十一項 又は 育児休業条例第十九条の規定により読み替えられた任期付職員条例第七条第二項若しくは第三項 三 略</p> <p>（給料の調整額） 第五十五条 略</p> <p>2 職員 の給料の調整額は、当該職員</p>
--	---

本額	<p>その者に係る別表第十の三の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額</p>
<p>3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第十の三の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>一 地公法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員 條例第二十八條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数</p> <p>二 育児休業法第十一條第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員 條例第二十八條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数</p> <p>4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分</p>	とする。

員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第十の四に掲げる調整基本額（その額が給料月額額の百分の四・五を超えるときは、給料月額額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に、その者に係る別表第十の三の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（地公法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に條例第二十八條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十一條第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつてはその額に條例第二十八條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、その額が給料月額額の百分の二十五を超えるときは、給料月額額の百分の二十五に相当する額（短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等について、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

に^レ応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額）とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第十の四に掲げる額

二 定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員をいう。） 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第十の四の二に掲げる額

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

6 第二項、第三項及び第五項の規定による給料の調整額並びに第四項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。

第六十一条 略

2・3 略

4 条例第十七条の三第二項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一般職の職員の給与に関する条例の適用職員であつた者その他第一項に規定する者から人事交流等により引き続き職員となつてへき地等学校に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第一号に規定する職員 当該職員が職員となつた日又は公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された日にへき地等学校に異動したものとした場合に前条

第六十一条 略

2・3 略

4 条例第十七条の三第二項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一般職の職員の給与に関する条例の適用職員であつた者その他第一項に規定する者から人事交流等により引き続き職員となつてへき地等学校に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第一号に規定する職員 当該職員が職員となつた日又は公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された日にへき地等学校に異動したものとした場合に前条

第一項及び第二項（附則第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）の規定により支給されることとなる期間及び額

二 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する職員で指定日前三年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に勤務する学校等が当該異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項第二号に規定する職員 当該職員の指定日に勤務する学校等が当該職員の職員となつた日又は公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された日前にへき地等学校に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該学校等に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

附則

第十二条 育児休業条例附則第四項の規定により読み替えられた条例附則第二項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

第十三条 条例附則第二項の規定の適用を受ける職員に対する第十五条第四項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは、「応じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円

り支給されることとなる期間及び額

二 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する職員で指定日前三年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に勤務する学校等が当該異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項第二号に規定する職員 当該職員の指定日に勤務する学校等が当該職員の職員となつた日又は公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された日前にへき地等学校に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該学校等に異動したものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額」とする。

第十四条 条例附則第二項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十七条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第六十条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「給料及び」とあるのは、「給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

別表第10の3 (第55条第1項—第3項関係) 略

別表第10の4 調整基本額表 (第55条第4項第1号関係) 略

別表第10の4の2 調整基本額表 (第55条第4項第2号関係)

イ 教育職給料表(一)調整基本額表	
職務の級	調整基本額
1 級	6,800円
2 級	8,200円
3 級	9,800円 (条例別表第一(一)の備考2に定める職員にあつては、10,000円)
4 級	12,200円

ロ 教育職給料表(二)調整基本額表	
職務の級	調整基本額
1 級	7,100円
2 級	8,300円
3 級	10,000円 (条例別表第一(二)の備考2に定める職員にあつては、10,200円)
4 級	12,500円

別表第10の3 (第55条_____関係) 略

別表第10の4 調整基本額表 (第55条_____関係) 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号。次項及び第五項において「改正定年条例」という。）附則第十三項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第五十五条第四項の規定を適用する。

3 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号。次項において「条例」という。）第十三条の二の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める改正定年条例附則第八項又は第十項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る改正定年条例による改正前の職員の定年等に関する条例第三条に規定する年齢に達した日がこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則第五十五条及び前項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第四十四号。次項及び第五項において「改正給与条例」という。）附則第三項に規定する暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に改正後の規則第五十五条第三項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

4 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員（施行日前に地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員をいう。次号及び第三号において同じ。）であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第三号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員になつた場合（改正給与条例による改正前の条例（次号において「旧給与条例」という。）及びこれに基づく市町村立学校職員の給与等に関する規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎としてこの規則による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する規則（次項において「改正前の規則」という。）第五十五条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなった場合）にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、旧給与条例及びこれに基づく市町村立学校職員の給与等に関する規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則第五十五条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(一) 給料表の適用を異にする異動をした場合

(二) 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧地公法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧地公法再任用職員になったとした場合に、同日後に(一)に掲げる場合に該当した者にあつては同日に(一)に掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ旧給与条例及びこれに基づく市町村立学校職員の給与等に関する規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額と端数計算)

5 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

一 暫定再任用短時間勤務職員（改正給与条例附則第三項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。次号において同じ。） 改正給与条例附則第五項

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員（改正定年条例附則第十三項に規定する暫定再任用職員をいう。） 改正給与条例附則第四項の規定により読み替えられた改正給与条例附則第三項